

## ○独立行政法人水産総合研究センター評価基準について

	平成14年	1月23日付け	13水研	第1077号
改正	平成14年	4月12日付け	14水研	第196号
改正	平成15年	1月28日付け	14水研	第1038号
改正	平成15年	5月30日付け	15水研	第589号
改正	平成16年	3月25日付け	15水研	第1848号
改正	平成18年	1月13日付け	17水研本	第1598号
改正	平成18年	11月29日付け	18水研本	第1244号
改正	平成19年	12月25日付け	19水研本	第1317号
改正	平成20年	12月18日付け	20水研本	第1152号
改正	平成22年	1月19日付け	21水研本	第20113004号
改正	平成23年	4月1日付け	23水研本	第30401054号

独立行政法人水産総合研究センター評価会議規程（平成13年12月26日付け13水研第1013号。以下「評価会議規程」という。）及び独立行政法人水産総合研究センター評価会議等運営要領（平成14年1月15日付け13水研第1055号。以下「運営要領」という。）に基づく独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）の業務運営評価並びに研究開発等の推進方策・計画、進捗状況及び成果等の評価を行う際の具体的方法、基準、留意事項等を以下のとおり定める。

### 第1 評価の基本的枠組み

独立行政法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第32条第1項及び独立行政法人水産総合研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成13年2月16日農林水産省令第49号。以下「業務運営並びに財務及び会計に関する省令」という。）第6条において、各事業年度の業務の実績について、年度計画に定められた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に農林水産省の独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に提出し、その評価を受けなければならないこととされている。また、通則法第34条第1項及び業務運営並びに財務及び会計に関する省令第8条において、各中期目標の期間における業務の実績について、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出し、評価を受けなければならないこととされている。

評価委員会は、各事業年度の業務実績については、通則法第32条第2項において、独立行政法人が提出する報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析して、当該事業年度における業務実績の全体について

て総合的な評定をし、評価を行うこととされている。また、各中期目標の期間における業務実績については、通則法第34条第2項において、独立行政法人が提出する報告書を基に、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をして、当該中期目標の期間における業務実績の全体について総合的な評定をし、評価を行うこととされている。

一方、センターは、センター中期目標（平成18年4月1日付け農林水産省指令17水推第1176号。以下「中期目標」という。）に基づき策定したセンター中期計画（平成18年4月1日付け農林水産省指令17水推第1177号。以下「中期計画」という。）第1の1「効率的・効果的な評価システムの確立と反映」の（1）において業務の実績に関する自己評価を行うこととしている。

評価委員会は当該独立行政法人の自己評価の結果を活用し、その妥当性を検証しつつ中期計画の上位の項目を中心に評価を実施することとしている。したがって、センターの自己評価は、センターの運営の点検とその改善等に活用されるだけでなく、評価委員会の行うセンターの評価の重要な基礎資料となることを十分認識することが必要である。

## 第2 用語の定義

- 1 この基準において「大項目」、「中項目」及び「小項目」とは、それぞれ中期計画に定められた「第1」、「1」及び「(1)」の各レベルで示される計画項目をいい、「大課題」、「中課題」とは、それぞれ中期計画に定められた「ア」及び「(ア)」の各レベルで示される課題をいう。  
なお、中期計画第2の2において「(ア)」のレベルである中課題の下に設定され実施される課題を「小課題」という。
- 2 (1) この基準において「アウトプット」とは、中期計画第2の2の研究開発等による論文の発表、特許出願及び口頭発表などの直接的・具体的な成果をいう。  
(2) この基準において「アウトカム」とは、(1)で規定するアウトプットを普及及び利活用することにより達成できる社会的効果及びその効果が達成された状態をいい、センターが中期目標において目指すアウトカムは、中期目標第3の1の(1)「重点領域」に掲げる「水産物の安定供給確保」、「水産業の健全な発展」、「安全・安心な水産物供給」及びそれらを支える「基礎的、先導的な研究開発及びモニタリング等による研究開発の基盤整備」とする。  
(3) この基準において「ロードマップ」とは、期待されるアウトカム及び社会ニーズや研究開発等の科学的技術的な価値等について現状認識を踏まえたアウトカムの実現のための目標設定を時間軸とともに示した課題実施の工程表をいう。

### 第3 評価の具体的方法

#### 1 評価手法

評価単位ごとに中期計画の達成度合いが判断できる評価指標を設定し、業務の実績を評価基準に基づき段階別に評価する。評価の結果には段階別の評価結果だけでなく、評価に至った理由、特筆すべき成果、必要な場合には業務の改善方策等を付すこととする。

#### 2 評価単位

- (1) 各事業年度における業務の実績においては、年度計画に定められた全ての計画項目及び中期計画第2の2「研究開発等の重点的推進」については小課題を評価の対象とする。ただし、同一の中課題の範囲内で同一のプロジェクトに属するものは、その中課題ごとのプロジェクトをもって評価の最小単位とする。
- (2) 中期目標の期間における業務の実績においては、中期計画に定められた全ての項目（第1、1、(1)、ア、(ア)、の各レベルで示される計画項目）を評価の対象とする。

#### 3 評価指標

- (1) 中期計画もしくは各事業年度計画の各項目に記載された実施内容は、中期目標の各項目の計画内容を達成するため当該中期目標の期間もしくは各事業年度において実行すべきものとして定められていることから、基本的にこれを評価指標として進捗状況进行评估する。
- (2) 上記(1)に加え、中期計画第2の2「研究開発等の重点的推進」に定められた研究開発等課題については、センターが社会的に求められている役割に鑑み、計画の進捗状況に加え、成果の質やその社会的貢献との関係を適切に反映できるようにロードマップを設定し、これと照らして評価を実施する。

#### 4 評価ランク

評価ランクは、以下のとおり各計画項目ごとに5段階とする。

- (1) 中期計画のうち、下記の(2)に規定するものを除く項目について
  - ① 各事業年度における業務の実績の評価に係るランク
    - S：計画を大きく上回って業務が進捗している
    - A：計画に対して業務が順調に進捗している
    - B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている
    - C：計画に対して業務の進捗が遅れている
    - D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

② 中期目標の期間における業務の実績の評価に係るランク

- S：目標を大きく上回って達成している
- A：目標を達成している
- B：目標の達成がやや不十分である
- C：目標の達成が不十分である
- D：目標に対して達成が大幅に遅れている

計画項目のうち、達成すべき数値目標が定められている場合、当該数値の達成度合いを踏まえて、以下の5段階評価を行う。

- S：数値の達成度合が100%以上であり、特に優れた成果が得られた
- A：数値の達成度合が80%以上
- B：数値の達成度合が60%以上80%未満
- C：数値の達成度合が60%未満
- D：数値の達成度合が60%未満であり、その要因は著しく不適切な運営にあった

(2) 中期計画における「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」のうち「2 研究開発等の重点的推進」の項目について

① 中課題より下位の評価単位については、アウトカム達成の視点に基づき、ロードマップ、課題の進捗及びアウトプットから総合的に評価を決定するものとする。

ロードマップ評価、進捗評価及びアウトプット評価を行う際の視点は、運営要領様式4における「評価を行う際の視点」とする。

1) ロードマップ評価

運営要領様式3の「2. アウトカム視点に基づくロードマップの設定」の内容について、ロードマップ評価を行う際の視点から総合的に判断し、S（卓越）、A（適切）、B（やや不適切）、C（不適切）、D（かなり不適切）の評価を行うものとする。

2) 進捗評価

運営要領様式3の「3. 課題の進捗状況」について、進捗評価を行う際の視点から、S（特筆）、A（順調）、B（やや遅れ）、C（遅れ）、D（大幅遅れ）の評価を行うものとする。

3) アウトプット評価

運営要領様式3の「4. 研究課題に係わる成果（アウトプット）」について、同様式中2で設定したロードマップに鑑みてアウトプット評価を行う際の視点から総合的に判断し、S（特筆）、A（良好）、B（やや不足）、C（不足）、D（かなり不足）の評価を行うものとする。

4) 中課題より下位の評価単位における自己評価ランク付け  
上記1)～3)を総合的に判断し、S、A、B、C、Dの5段階評価を行うものとする。

② 中課題については、アウトカム達成の視点に基づき、ロードマップ、マネジメント及びアウトプットから総合的に評価を決定するものとする。  
ロードマップ評価、マネジメント評価及びアウトプット評価を行う際の視点は、運営要領様式6における「評価を行う際の視点」とする。

1) ロードマップ評価

運営要領様式5の「2. アウトカム視点に基づくロードマップの設定(中課題全体)」については、ロードマップ評価を行う際の視点から総合的に判断し、S(卓越)、A(適切)、B(やや不適切)、C(不適切)、D(かなり不適切)の評価を行うものとする。

2) マネジメント評価

運営要領様式5の「3. 中課題全体のマネジメント」について、マネジメント評価を行う際の視点から総合的に判断し、S(卓越)、A(適切)、B(やや不適切)、C(不適切)、D(かなり不適切)の評価を行うものとする。

3) アウトプット評価

運営要領様式5の「4. 課題研究に係わる成果(アウトプット)(小課題のまとめ)」について、同様式中2で設定したロードマップに鑑みてアウトプット評価を行う際の視点から総合的に判断し、S(特筆)、A(良好)、B(やや不足)、C(不足)、D(かなり不足)の評価を行うものとする。

4) 中課題における自己総合評価ランク付け

上記1)～3)を総合的に判断し、S、A、B、C、Dの5段階評価を行うものとする。

## 5 評価結果の確定方法

- (1) 評価会議(評価会議規程第3条各号に定める会議をいう。以下同じ。)  
において評価結果を決定する場合は、評価会議のそれぞれの事務局が作成した案に基づき、会議構成員の合議によって当該評価会議で決定される(会議において評価結果につき構成員の意見が一致しない場合は座長の裁定による)。
- (2) 中期計画における「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」のうち「第2 研究開発等の重点的推進」の中課題に対する評価は、別途理事長が定める中課題進行管理者が主管となり、別途理事長が定める重点領域・大課題リーダーの意見を参考に評価を決定する。

## 6 評価単位における総合評価ランク分けの方法

まず、上記2で定める評価単位の最も下位の項目の評価を上記3～5により確定し、以下の方法より、順次上位の項目の総合評価ランク分けを行う。

(1) 大項目までの評価単位の総合評価にあたっては、下位の項目におけるすべての評価結果を反映し、かつ項目間における性質の相違を考慮するため、大項目までの各段階でウエイトを設定して算出を行う。ウエイトは、中期計画における各項目の重要性を考慮し、この基準で定めるほか、別途理事長が定める。

(2) 下位の各項目の評価を以下の「①評価の点数」に従い点数化し、項目毎のウエイトにより加重平均を行い、「②ランク分けの基準」に従い、上位の項目の総合評価ランクを算出する。

### ① 評価の点数

S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点

### ② ランク分けの基準

S：3.5以上

A：3.5未満 2.5以上

B：2.5未満 1.5以上

C：1.5未満 0.5以上

D：0.5未満

(表1) 下記(3)以外の総合評価ランクの算出例

項目	ウエイト	評価 ランク (点数)	ウエイト ×点数	下位項目(1)～(7)を上位項目1 に総合化する場合の計算例
上位項目1	100	(A)		
下位項目(1)	25	A(3)	75	$(75+75+20+20+40+30+30)$ $\div 100 = 2.9$  →総合評価ランク A
下位項目(2)	25	A(3)	75	
下位項目(3)	10	B(2)	20	
下位項目(4)	10	B(2)	20	
下位項目(5)	10	S(4)	40	
下位項目(6)	10	A(3)	30	
下位項目(7)	10	A(3)	30	

(3) 中期計画第2の2「研究開発等の重点的推進」に係る中課題においては、各事業年度の評価は以下の方法で決定する。

中課題を構成する小課題の総合評価ランクは、上記(2)①の評価の点数に従い点数化し、中期計画に記載されている事項のうち、「特に」以下で示される課題は2、その他は1をウエイトとして加重平均により積み上げ点を確定する。

さらに中課題進行管理者により決定された自己総合評価ランクを、上記(2)①の評価の点数に従い点数化し、下記(表2)の算出例に従って計算し、上記(2)②のランク分けの基準に従い中課題自己総合評価ランクを決定する。

中期目標期間の評価は、中課題進行管理者が重点領域・大課題リーダーの意見を参考に中課題の総合評価ランクを決定する。

(表2) 中課題自己総合評価ランクの算出例

○小課題評価シートの積み上げ評点				○中課題自己総合評価の計算方法
項目	ウエイト	評価ランク (点数)	ウエイト ×点数	
中課題 1				・中課題自己総合評価 $= \text{小課題評価シートの積み上げ評点} \times 0.7$ $+ \text{中課題自己評価シートによる評点} \times 0.3$ ・評価ランクごとの点数及びランク分けの基準は 上記(2)の①、②に準じる ○小課題(1)～(5)からなる中課題1の総合評価算出例 ・小課題の積み上げ点数 $= ((3 \times 2) + (2 \times 1) + (4 \times 2) + (1 \times 1) + (3 \times 1)) \div 7 = 2.9$ ・中課題自己評価シートによる評点 $= 3$ $\text{中課題自己総合評価} = (2.9 \times 0.7) + (3 \times 0.3) = 2.9$ $\rightarrow \text{中課題自己総合評価ランク A}$
小課題(1)	2	A (3)	6	
小課題(2)	1	B (2)	2	
小課題(3)	2	S (4)	8	
小課題(4)	1	C (1)	1	
小課題(5)	1	A (3)	3	
合計	7		20	
○中課題自己評価シートによる評点				
項目		評価ランク	点数	
中課題 1		A	3	

(4) 上記(2)及び(3)の方法により、順次大項目まで総合評価ランクを決定する。

(5) センターの業務全体の実施状況に関する総合評価は、上記(2)に従い大項目の評価結果から計算される集約結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案し、上記4(1)の5段階による評価を行う。なお、年度計画においては当該事業年度の業務実績、中期計画においては当該中期目標の期間の業務実績を評価する。

- ① S評価の有無・内容
- ② 財務諸表の内容
- ③ 業務運営の効率化への取り組み状況
- ④ 中期計画に記載された事項以外の特筆すべき業績
- ⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況

#### 第4 その他の留意事項

##### 1 センター中期計画に記載された事項以外の業績等

センターが、国の要請を受け、突発的な災害や緊急に対応が必要な行政施策等で、我が国水産業界全体に関わる重大な問題（例えば、「コイヘルペスウイルス（KHV）病への対応について」や「エチゼン（大型）クラゲ問題への対応について」等）への対応に研究開発等の面で協力を行うなど、中期計画に記載された事項以外又は中期計画に想定された範囲を大きく超えた対応等により業績等を上げた場合、センター全体の総合評価を行う際に当該業績等を考慮することとする。なお、これらへの対応が本来計画していた研究開発等業務に与えた影響についても、関係する項目の評価を行う際に考慮することとする。

##### 2 次年度計画への反映

研究開発等課題の評価の結果、課題の中止、変更が必要とされた場合、速やかに次年度の年度計画に反映させることとする。なお、3月末の次年度計画の届出に間に合わない場合は年度計画の変更を検討することとする。